

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度要望会等記録テープ反訳業務
- (2) 仕様等 業務仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 岩手県県土整備部県土整備企画室

2 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年3月26日(木) 午後1時30分
- (2) 場所 岩手県庁舎8階 建築住宅課入札室
- (3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項のいずれかの規定に該当しない者であること(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- (2) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税(課税対象業者に限る。)に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 4に定める入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日付け出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) (4)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日付け建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日付け建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日付け出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) 過去2年の間（入札日から起算した過去2年の間。以下同じ。）において、国又は地方公共団体の発注した本業務と同種の業務を数回以上にわたって履行した実績を有する者であること。
- (8) 岩手県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (9) 4に定める調書を提出し、入札参加資格を認められた者であること。

4 入札参加申請に関する事項

- (1) この入札への参加を希望する者は、次の書類を令和8年3月12日（木）午後5時までに岩手県県土整備部県土整備企画室あてに各1部提出することとし、提出方法については、持参又は郵送によるものとする。

ただし、郵送等による場合は上記期限までに必着することとする。

- ア 入札参加申請書（様式第1号）
- イ 業務履行実績調書（様式第2号）

過去2年の間において、国又は地方公共団体の発注した本業務と同種の業務を数回以上にわたって履行した実績を記載するとともに、契約書の写しを添付すること。

- (2) (1)により提出された書類を確認した結果は、令和8年3月16日（月）までにファクシミリで通知する。

5 入札説明書等の配付

- (1) 配付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県県土整備部県土整備企画室企画担当
電話番号 019-629-5846

- (2) 配付期間

公告日から令和8年3月11日（水）までの午前9時から午後5時までの間、随時配付する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日は除く。

なお、入札説明書等は、岩手県ホームページからダウンロードすることが可能であること。

6 入札に対する質疑

- (1) この入札に関して質疑がある場合は、令和8年3月17日（火）午後5時までに質問書（様式第8号）により岩手県県土整備部県土整備企画室まで申し出ることができる。
- (2) この疑義に対する回答は、令和8年3月19日（木）までにファクシミリにより行う。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書記載の予定概算回数に、入札金額（単価）を乗じた額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の100分の3以上の金額を、令和8年3月26日（木）正午までに岩手県出納局に納付しなければならない。ただし、入札参加者が、保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。

(3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- ③ 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- ④ 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- ⑤ その他入札の詳細については、入札説明書に示すとおりとする。

9 照会先

岩手県県土整備部県土整備企画室企画担当
郵便番号 020-8570 盛岡市内丸10番1号
電話 019-629-5846
F A X 019-629-9130